

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 薬001
- (2) 調達件名及び数量 化合物L862の製造 一式
(別紙仕様書のとおり)
- (3) 納入期限 令和4年3月25日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番6号
国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科会計係
電話 06-6879-8151
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和3年 6月25日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。
- (4) 本件の参加資格を有し、化合物L862の合成法の提示を希望する者は、令和3年6月21日までに別紙「秘密保持契約書」を締結のうえ、合成法の提示を受けるものとする。

仕 様 書

【一般事項】

1. 請負の表示 化合物 L862 の製造 一式
2. 請負の場所 受注者の保有する施設において行うものとする。
3. 請負完了期限 令和 4 年 3 月 25 日
4. 契約事項 国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準によるものとする。
5. 代金の支払 請負代金は請負の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
6. 納品場所 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科（大阪府吹田市山田丘 1 番 6 号）

【特記事項】

1. 業務内容
 1. 受注者は、本学が提示する合成法に基づいて化合物L862の製造を実施するものとする。
 2. 検討実験を実施し、スケールアップに耐えうる処方確立後、本製造を実施すること。
 3. 本学が提示する分析法に基づいて出荷試験を実施すること。
 4. 納品物は次項の規格を満たし、GLP試験に使用できる純度、品質であること。

2. 規格

物質名 : L862

納品量 : 取得量一式*

化学純度 : 98%以上*

1H-NMR、MS スペクトルデータが構造を支持すること。

※納品量 4 kg 以上とし、純度は 98%（液クロ面百）以上とする。

3. 作業報告および納品

①納品物

項番	納品物名称	形式	数量
1	作業報告書	電子媒体及び 紙媒体	1
2	製造化合物	要相談	1

②納入場所

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1 番 6 号

国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科

4. 本業務に必要な薬品、機器装置、消耗品等は受注者が用意するものとする。
ただし、必要量の
2-フルオロ-6-(トリフルオロメチル)ベンズアルデヒドオキシム

エチル 5-クロロ-6-ピペリジン-1-イルピリジン-3-カルボキシレート
については発注者が用意するものとする。

5. その他詳細については、発注者・受注者の協議の上、決定するものとする。

6. その他

①守秘義務

受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第2号様式

見 積 書

調達番号：薬001

調達件名：化合物L862の製造 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた**製造請負契約基準**を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

※ 再度見積及び参加者不在の取扱いに係る見積書は、本様式以外のものを使用することができる。

請負契約書(案)

請負の表示 化合物 L862 の製造 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科と受注者との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、業務を行う上で知り得た個人情報については、別紙「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 業務は、受注者の保有する施設において、これをするものとする。

第5条 業務完了期限は、令和4年3月25日までとする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、作業報告書および製造化合物を国立大学法人大阪大学大学院薬学研究科に送付するものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第9条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第10条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者

大阪府吹田市山田丘1番6号

国立大学法人大阪大学

大学院薬学研究科長 藤尾 慈 印

受注者

印

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

秘密保持契約書（案）

国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、化合物L862の製造（以下「本件目的」という。）を実施するにあたり、甲・乙双方が相手方に開示する秘密情報の取扱いに関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（秘密情報）

- 第1条 本契約書において使用する「秘密情報」とは、甲及び乙がお互いに相手方から本契約により開示された、公然と知られていない、あらゆる種類の情報及びデータのことを指し、これには技術、開発に関する情報のみならず、営業販売に関する情報、事業、運営などに関わる情報及びコンピュータのプログラム技術に関する情報を含む。秘密情報には、以上の情報が含まれ、本契約により開示される、電子媒体及び書類を含む、あらゆる種類の記録媒体（以下「記録媒体」という。）自体も含まれる。
- 2 秘密情報が記録媒体に記録されて開示される場合には、当該記録媒体に秘密である旨を表示しなければならない。秘密情報が口頭又は視覚的方法により開示される場合には、開示に際し秘密である旨明示され、開示後30日以内に当該秘密情報の内容を書面で相手方に対して通知しなければならない。
- 3 次の各号に該当する情報は、前項に基づき定義された秘密情報には含まないものとする。
- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
 - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - 五 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報

（秘密保持義務）

- 第2条 甲及び乙は、秘密情報を本件目的のみに使用し、本件目的の遂行に携わる限定された自己の従業員・教員・職員・役員以外に開示・漏洩してはならない。ただし、甲において、本件目的の遂行のために、甲と雇用関係のない就学中の学部生、大学院生、研究生、研究員等に開示する場合は、甲の研究代表者は、本契約を遵守するよう教育・指導するものとする。また、乙において、本件目的の遂行のために自己の子会社に秘密情報を開示する場合は、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課し、遵守させるものとする。なお、本項において「子会社」とは、直接的又は間接的に、乙がその議決権のある株式の過半数を所有し、その意思決定機関を支配する会社をいう。
- 2 甲及び乙は、秘密情報について、自己の秘密情報と同程度の注意義務をもって厳重に管理するものとする。
- 3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の事前の文書による承諾なしに複製してはならない。

（法令に基づく開示命令の場合の特例）

- 第3条 甲又は乙は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられた場合は、当該裁判所又は行政機関に対して当該秘密情報を開示することができる。開示を命じられた者は、当該開示に先立ち、相手方に対して、開示を命じられた旨を通知し、可能な限り相手方の秘密情報の保護に努めるものとする。

（情報・資料の返却等）

- 第4条 甲及び乙は、その使用目的が終了したとき、相手方から要求があったとき、又は本契約が終了したときは、相手方の選択に従い、直ちに秘密情報（複製物も含む）を相手方に返却し、又は自己の責任において記録媒体を破棄若しくは消去しなければならない。

（表明保証・瑕疵担保責任）

- 第5条 甲及び乙は、秘密情報の開示に際し、当該秘密情報の開示につき、必要な権限、権利及び能力を有すること、並びに本契約に基づく秘密情報の開示が適法であり、第三者との契約違反を構成しないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、相手方に対し、開示される秘密情報に何らかの誤り又は瑕疵があった場合でも、瑕疵担保責

任を含む一切の責任を負わないものとし、秘密情報の内容及びその使用について、本条1項に規定するほか一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

(実施権の不許諾)

第6条 甲及び乙は、本契約のもとでの秘密情報の開示が、受領者に対する開示者の特許、実用新案、著作権、ノウハウその他の知的財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではないことを確認する。

(知的財産権)

第7条 甲又は乙は、相手方から開示された秘密情報に基づいて発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置、及びノウハウの創作を行うことが、本件目的に含まれていないことを相互に確認する。もし、甲又は乙が、相手方から開示された秘密情報にもとづき、又はこれが存在しなかったらなしえなかった、発明や開発などを行った場合には、直ちに相手方に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙は、相手方が本契約に違反したことにより損害を被った場合には、相手方に対し当該損害の賠償を請求することができる。この場合、賠償されるべき損害には、損害を補填するに要する費用（合理的な弁護士費用を含む。）を含むものとする。

(契約期間)

第9条 本契約は、締結日から効力を有するものとし、本件目的が終了したとき、又は令和4年3月25日のいずれか早く到来する日に終了するものとする。ただし、甲及び乙は、当該期間満了前に協議の上、本契約の契約期間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第2条及び第5条1項の規定は、本契約終了後3年間、第7条第2文及び第8条の規定は、本契約終了後もなお、5年間有効に存続するものとする。

(譲渡禁止)

第10条 本契約上の地位及び権利義務は、相手方の事前の書面による同意のない限り、第三者に対して譲渡してはならない。

(協議)

第11条 本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関し疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、互譲協調の精神をもってその解決にあたるものとする。甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争のうち、協議の上解決できないものについては、大阪地方裁判所を第1審の専属管轄とすることに合意する。

本契約締結の証として、契約書正本2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 大阪府吹田市山田丘1-6
国立大学法人大阪大学
大学院薬学研究科長 藤尾 慈 印

(乙)
印